

東大和市介護保険条例の一部を改正する条例

東大和市介護保険条例（平成12年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「31,800円」を「29,500円」に改め、同項第2号中「45,200円」を「44,200円」に改め、同項第3号中「46,500円」を「44,800円」に改め、同項第4号中「56,400円」を「57,600円」に改め、同項第5号中「63,600円」を「64,800円」に改め、同項第6号中「73,200円」を「76,800円」に改め、同号イ中「若しくは第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ若しくは第15号イ」に改め、同項第7号中「80,400円」を「84,000円」に改め、同号イ中「若しくは第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ若しくは第15号イ」に改め、同項第8号中「96,000円」を「97,200円」に改め、同号イ中「若しくは第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ若しくは第15号イ」に改め、同項第9号中「106,800円」を「109,200円」に改め、同号ア中「400万円」を「420万円」に改め、同号イ中「若しくは第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ若しくは第15号イ」に改め、同項第10号中「117,600円」を「122,400円」に改め、同号ア中「400万円以上600万円未満」を「420万円以上520万円未満」に改め、同号イ中「若しくは第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ若しくは第15号イ」に改め、同項第11号中「128,400円」を「135,600円」に改め、同号ア中「600万円以上800万円未満」を「520万円以上620万円未満」に改め、同号イ中「若しくは第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ若しくは第15号イ」に改め、同項第14号中「160,800円」を「194,400円」に改め、同号を同項第16号とし、同項第13号中「150,000円」を「181,200円」に改め、同号を同項第15号とし、同項第12号中「139,200円」を「168,000円」に改め、同号を同項第14号とし、同項第11号の次に次の2号を加える。

(12) 次のいずれかに該当する者 148,800円

ア 合計所得金額が620万円以上720万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第14号イ若しくは第15号イに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 154,800円

ア 合計所得金額が720万円以上800万円未満の者であり、かつ、前各号の

いずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イ若しくは第15号イに該当する者を除く。）

第5条第3項中「若しくは第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ若しくは第15号イ」に、「第13号まで」を「第15号まで」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料率から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料率については、なお従前の例による。